

## 公益財団法人長野県暴力追放県民センター 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県暴力追放県民センター（以下「センター」という。）定款第39条第2項の規定に基づき、賛助会員の入会及び退会の手続き並びに賛助会費等の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 賛助会員とは、センターの定款に定める目的に賛同し、その事業の推進を支援するために入会した個人、法人及び団体をいう。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、入会申込書（様式第1号）及び表明・確約書（様式第2号）並びに法人及び団体にあつては役員名簿（様式第3号）を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 センターは前項に規定する表明・確約書記載の1、2各項目に該当するものにあつては、原則入会を拒否する。

3 第1項に規定する理事会の承認は、賛助会員とすることを理事長が承認したものであって事後速やかに得るものとする。

(特典)

第4条 センターは、賛助会員に対し、次の各号を特典として提供するものとする。

- (1) 「暴力団追放賛助会員」証の貸与
- (2) 暴力団情報等の閲覧
- (3) センターホームページ「賛助会員一覧」への掲載
- (4) 暴力団等反社会的勢力に関する資料提供
- (5) 会員が開催する研修会等への講師派遣
- (6) センターが開催する講演会・研究会等への参加
- (7) その他暴排活動に係わる事項

(退会)

第5条 賛助会員は、任意に退会することができる。

2 賛助会員が退会するときは、あらかじめ理事長に退会届（様式第4号）を提出しなければならない。

3 賛助会員が退会するときは、会員として供与されたもの全てを速やかに返納しなければならない。

4 賛助会員が死亡又は解散したときは、前号の手続きを要せずに退会したものとみなす。

5 賛助会員が、特段の事情があると認められた場合を除き、会費を3年以上納入しない場合には、退会したものとみなす。

(除名)

第6条 理事長は、賛助会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得て除名することができる。

- (1) センターの名誉を著しく傷つけ、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) センターの目的に反する行為があったとき。

(3) 入会申込書等の提出書類に虚偽の記載があったとき。

(届出事項の変更)

第7条 賛助会員は、届出事項に変更が生じたときは、届出事項変更届（様式第5号）により、速やかに理事長に届け出るものとする。

(賛助会費)

第8条 賛助会員は、次の区分により、賛助会費を納入するものとする。

(1) 個人 1口（年額5,000円）以上

(2) 法人・団体 1口（年額10,000円）以上

2 賛助会員の会費の納入は原則として毎年度9月末までとする。

3 新規賛助会員の会費の納入は年度内とする。

(賛助会費等の不返還)

第9条 賛助会員が納入した賛助会費等は返還しない。

(賛助会費の支出)

第10条 賛助会員が納入した賛助会費については、毎事業年度における合計額の50%以上80%以内を公益目的事業に使用するものとし、他は管理費に使用するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、賛助会員の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。（平成24年3月15日理事会決定）

2 この規程の一部改正は、平成29年5月17日から施行する。（平成29年5月17日理事会決定）

3 この規程の一部改正は、令和3年3月15日から施行する。（令和3年3月15日理事会決定）

4 この規程の一部改正は、令和4年3月16日から施行する。（令和4年3月16日理事会決定）